

官民人材交流センター 求人・求職者情報提供事業

利用の手引き (求職者用)



官民人材交流センター

平成31年4月改訂

【この度(平成31年4月)の改訂について】

平成31年3月までは、センターが行う事務の一部を業者に委託していましたが、4月以降はセンターがすべての事務を自ら行うことになりました。このため、これまで利用者とセンター事務受託業者の間で行っていた連絡もすべてセンターとの間で行うこととなります。この度の本手引きの改訂は、この変更に伴うものです。

もくじ

第1 事業の概要3
1 官民人材交流センターとは3
2 事業の目的3
3 事業のしくみ3
4 利用できる求職者4
5 求人情報を登録する求人者6
6 求人者の事務を代行する職業紹介事業者等6
第2 利用の流れ7
第3 利用の手続き8
1 利用申込み8
2 求職者情報の登録11
3 求人情報の閲覧からの応募14
4 求人者等からのスカウトによる応募17
5 利害関係等のチェック18
6 選考19
第4 その他の手続き・留意事項21
1 利用申込時に登録した内容に変更があった場合21
2 求職者情報の内容を変更する場合21
3 就職した場合の連絡21
4 利用を終了する場合22
5 離職を余儀なくされたことにより利用を再開する場合22
6 再就職の情報の公表について23
7 利用規約違反等の場合の措置について23
第5 利用規約24

第1 事業の概要

1 官民人材交流センターとは

官民人材交流センター(以下「センター」といいます。)は、国家公務員法の規定に基づき、国家公務員の離職後の再就職の援助及び官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行うために内閣府に設置された機関です。

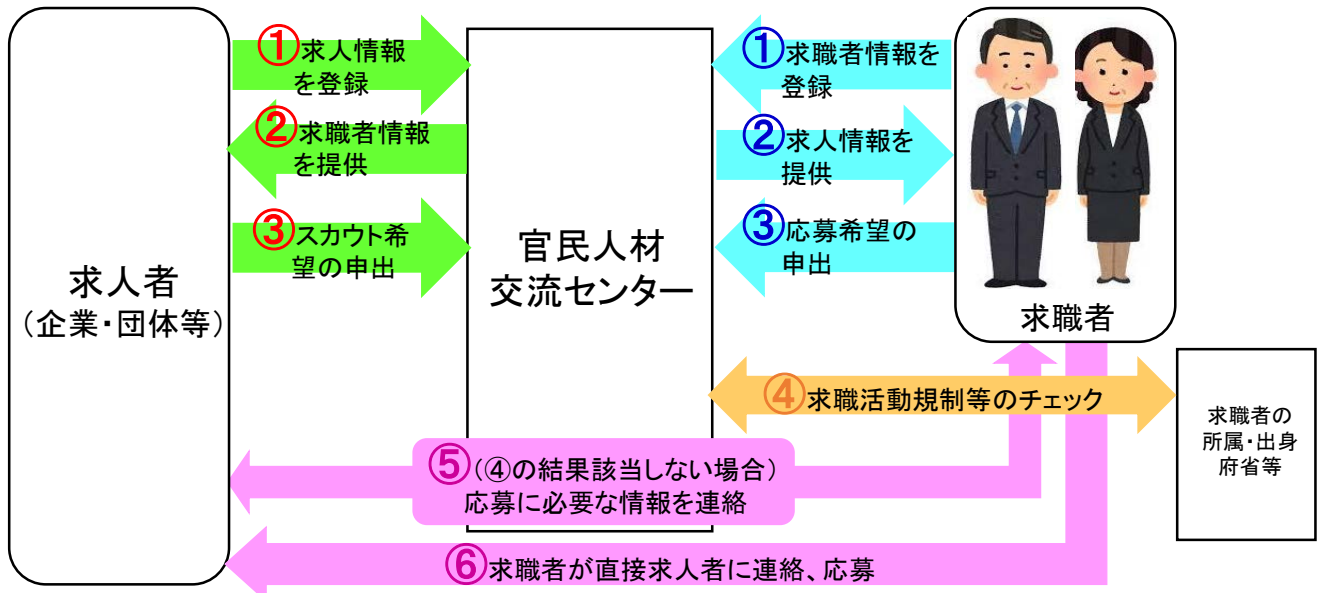
このうち、国家公務員の離職後の再就職の援助に関しては、早期退職募集制度への応募者を対象にした民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施してきましたが、平成31年1月から、新たに求人・求職者情報提供事業を実施することとしました。

2 事業の目的

官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業(以下「本事業」といいます。)は、国家公務員が培ってきた能力や経験を社会全体で活かしていくため、企業・団体等の求人情報や、再就職を希望する者の情報を収集し、相互に提供することにより、再就職規制を遵守した自主的な求人・求職活動が行えるよう支援することを目的としています。

3 事業のしくみ

- ① 「求人者(企業・団体等)からの求人情報」並びに「離職後の再就職を希望する国家公務員及びOB・OG(求職者)の求職者情報」を収集します。
- ② 求人者から登録された求人情報を求職者に、求職者が登録した求職者情報を求人者に提供します。
- ③ 求人情報を見た求職者からの「応募希望の申出」、求職者情報を見た求人者からの「スカウト希望の申出」を受け付けます。
- ④ ③の申出について、国家公務員の求職活動規制(利害関係企業等への求職活動禁止)等の対象に該当しないか、求職者の所属・出身府省等で確認を行います。
- ⑤ 規制等の対象に該当しないことが確認された場合は、求職者と求人者が直接連絡を取り合うのに必要な情報をお知らせします。
- ⑥ 求職者から求人者に直接連絡を取り、応募します。



4 利用できる求職者

(1) 利用対象

以下のいずれかに該当する者のうち45歳以上で公的年金支給開始年齢に達する前の者は、本事業を利用して離職後の再就職先を探すことができます。

ア 職員(国家公務員法第2条に規定する一般職に属する職員)又は一般定年等隊員(自衛隊法第65条の3第2項第4号に規定する一般定年等隊員)

※ 在職中は利用期限はありません。離職時期を特に決めていなくても、「よい求人があれば検討したい」など、再就職に興味のある方は利用できます。

イ 職員又は一般定年等隊員であった者(離職後2か月以内に利用の申込みをした者)

※ 離職後に利用申込みをした場合の利用期間は、利用開始(利用申込みの承認の通知の日)から1年間です。離職前から利用している者が離職した場合の利用期間は、離職後1年間です。

ウ 行政執行法人の役員

※ ただし、行政執行法人の役員として在職している現役出向中の者については、任期満了時点で復帰した場合に直ちに早期退職募集制度に応募して退職することが確実である、又は出向後のやむを得ない事情の変化等により、出身府省の人事当局が当該法人と調整の上、任期途中で復帰させ、早期退職募集制度に応募して退職することが確実であるとして任命権者が認める者に限り利用できます。その他の者については、求人情報の閲覧のみ利用できません(復帰後に応募するための検討・準備段階としての閲覧となります。現役出向中は本事業で閲覧した求人への応募はできません。)

エ 現役出向中の者(行政執行法人の役員以外)

※ 求人情報の閲覧のみ利用できます(復帰後に応募するための検討・準備段階としての閲覧となります。現役出向中は本事業で閲覧した求人への応募はできません。)

(注) ここでいう「現役出向中の者」とは、職員が任命権者の要請に応じ、特別職に属する国家公務員(一般定年等隊員を除く。)、地方公務員、国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等職員又は同法第8条第1項に規定する独立行政法人等役員(以下「特別職国家公務員等」という。)となるため退職手当を受けることなく退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職している者のうち、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されているものをいう(一般定年等隊員にあっては、一般定年等隊員が任命権者の要請に応じ、一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(一般定年等隊員を除く。)、地方公務員、国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等職員又は同法第8条第1項に規定する独立行政法人等役員(以下「一般職国家公務員等」という。)となるため退職手当を受けることなく退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職している者のうち、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されているものをいう。)

！ 御注意願います！

★ 本事業を利用した求人情報の閲覧、応募に係るセンターへの連絡等の具体的な求職活動は、職務に該当せず、職務に専念する義務(国家公務員法第101条)違反のおそれがあります。したがって、在職者の職員は、具体的な求職活動は勤務時間外に行うこととし、職場のパソコン等は使用しないでください。

★ なお、利用申込みや所属等の変更登録に係る人事担当部署を通じた手続きや、第3の「5 利害関係等のチェック」において人事担当部署が行う調査への対応について、勤務時間中に行うことは差し支えありません。

4 利用できる求職者(つづき)

(2) 利用できない者

上記(1)に該当する者でも、以下に該当する場合は利用できません。

ア 非常勤職員(ただし、再任用短時間職員は利用できます。)、臨時的職員、条件付き採用期間中の職員及び非常勤隊員等(自衛隊法施行令第87条の35に規定する非常勤隊員等)

イ 特定地方警務官(警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官)

ウ 懲戒免職の処分を受けた者

エ 現に懲戒処分を受けている者(故意または重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を受けている者を除く。)

※ 停職や減給の処分期間中の場合を指します。

オ 離職した日以降に再就職をしたことがある離職者

※ ただし、日々雇い入れられる者又は4か月以内の期間を定めて使用される者として雇用された場合は利用できますが、4か月を超えて引き続き使用されるに至った場合には利用できません。

※ 本事業を利用して再就職したものの、当該再就職先の倒産、事業の縮小若しくは廃止、又は解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。)その他の理由により予期しえず離職を余儀なくされた場合は、上記(1)イの※の利用期間内に限り、再度利用できます。

カ その他センターによる再就職支援の対象とすることが適当でないとセンターが判断した者

※ 利用規約に違反したことがある場合など、利用をお断りする場合があります。

5 求人情報を登録する求人者

本事業に求人情報を登録し人材を募集する求人者について、特に法人種別や業種、募集職種等制限はありません。ただし、求人者が以下に該当する場合は利用できないこととしています。

ア 過去2年以内に、求人者の業務に関し、当該求人者又はその役員若しくは役員であった者が以下の罪に当たる事件について公訴を提起されていた場合(判決が確定した場合又は公訴を棄却する決定を受けた場合を除く。)又は有罪の判決を受けた場合(刑の執行が終わった場合を除く。)

- ① 公契約関係競売等妨害罪(刑法第96条の6)
- ② 贈賄罪(刑法第198条)
- ③ その他センターが定める罪

イ 過去2年以内に、公務員が収賄罪(刑法第197条から第197条の4まで)に当たる事件について公訴を提起されていた場合(判決が確定した場合又は公訴を棄却する決定を受けた場合を除く。)又は有罪の判決を受けた場合(刑の執行が終わった場合を除く。)において、求人者又はその役員若しくは役員であった者が当該求人者の業務に関し当該公務員に対して賄賂を供与し、又はその約束をしていた場合

ウ 以下のいずれかに該当する場合

- ① 暴力団員が求人者である場合
- ② 役員のうちに暴力団員が含まれる法人その他の団体が求人者である場合
- ③ 暴力団員がその事業活動を支配する求人者である場合

エ 業務内容が公序良俗に反するおそれがあるなど、社会的に大きな問題となる可能性があるとしてセンターが判断した場合

オ その他センターによる再就職支援の対象とすることが適当でないとセンターが判断した場合

※ 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(相談役、顧問、その他名称を問いません)をいい、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

※ 「公務員」には公務員になろうとする者及び公務員であった者を含みます。

6 求人者の事務を代行する職業紹介事業者等

○ 求人者は、本事業の利用に係る事務を、職業紹介事業者等に依頼して代行させることもできます。

求人者の依頼を受けて事務の代行を行うことができる職業紹介事業者等は、以下のいずれかに該当する事業者等で、本事業の利用のための手続きを行った事業者です。

- ① 厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出を行って職業紹介事業を行う職業紹介事業者
- ② 職業紹介事業を行う地方公共団体

※ ただし、以下に該当する者を除きます。

- ・ 職業安定法に基づく事業停止命令を受けている者
- ・ 職業安定法に基づく業務改善命令を受け必要な改善がなされていない者
- ・ 職業安定法違反を理由として地方自治法第245条の規定に基づく是正の要求を受け、必要な改善がなされていない者
- ・ その他センターによる再就職支援に関わることが適切でないとセンターが判断した者

※ 利用の手続きを行った職業紹介事業者等については、センターのホームページ(<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin.html>)に一覧を掲載します。

○ 求人者からの依頼を受けて職業紹介事業者等が代行できる手続きは以下のものです。

- ① 求人情報の登録申込み
- ② 求職者からの応募希望、求職者へのスカウト、採否結果に関するセンターとの連絡
- ③ 求職者からの応募連絡の受付

第2 利用の流れ

利用の申込み [→8ページ]

まず所属府省等の人事担当部署を通じて利用の申込みを行います。

利用規約をよく読み、同意してください。

求職者情報の登録 [→11ページ]

センターに求職者情報を登録します。

登録した求職者情報(氏名や連絡先等を除く)は、求人情報を登録した求人者の依頼に応じてセンターから求人者に提供されます。

求人情報の閲覧 [→14ページ]

[→14ページ]

求人情報が掲載されているサイトのURLと閲覧に必要なパスワードを毎月1日と15日(営業日でない場合は翌営業日)に電子メールでお知らせします。

求職者情報を見た求人者からのスカウト希望の連絡を受ける [→17ページ]

スカウトを希望する求人者がいた場合には、センターからその旨連絡します。

応募の検討の際にはその求人者が利害関係企業等又は所属府省等若しくは所属していた府省等が再就職の自粛対象としている企業等に該当するかどうかを可能な限り確認し、該当する場合には応募希望を申し出ないでください(ただし、事前に、別途再就職等監視委員会による求職活動規制の例外承認を受けた場合は利害関係企業等への応募希望を申し出ることができます。)

センターへ応募希望の申し出 [→15ページ]

[→15ページ]

閲覧した中に応募したい求人情報があった場合には、センターにおいて連絡を取り次ぎます。

スカウトを受け応募するかどうか検討、回答 [→17ページ]

[→17ページ]

スカウト希望の連絡を受けた求人情報について、応募するかどうかを検討の上、センターに回答してください。

求職活動規制がかかる在職中の求職者(例外承認済の場合を除く)又は再就職に係る自粛を実施している府省等での勤務経験がある求職者の場合は、応募先が利害関係企業等又は自粛対象に該当するかどうかの確認を所属府省等又は所属していた府省等において行います。確認に当たり調査やヒアリングがある場合には適切に対応してください。

所属府省等による利害関係等のチェック [→18ページ]

[→18ページ]

求人者に連絡、応募 [→19ページ]

[→19ページ]

利害関係企業等などに該当しないことが確認された場合には、求職者には求人者の応募受付の連絡先を、求人者には求職者の氏名をセンターからお知らせします。求人者に直接連絡を取って応募してください。

採用決定!

採否結果についてはセンターに報告してください。所属府省等又は所属していた府省等への報告は、当該府省等の取決めに従い必要な場合には適切に行ってください。また、国家公務員法等に基づく再就職情報の届出が必要な方は、適切に届出を行ってください。本事業を利用した再就職に関する情報については、官民人材交流センターの運営状況として毎年度1回、内閣総理大臣に報告の上、公表されます。

※ 2019年度後半以降、インターネットのサイト上で求人・求職者情報を検索できるようにすることを検討しているため、利用方法が一部変更となります(変更後の利用方法については、改めてお知らせします。)

第3 利用の手続き

1 利用申込み

STEP 1 実施要領・利用規約の確認

所属府省等の人事担当部署を通じて周知された本事業の実施要領、利用規約(24ページに掲載しています。)をよく確認し、利用規約に同意してください。

- ※ 実施要領は、センターのホームページ(<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin.html>)でも確認できます。
- ※ 本事業の利用に当たっては、実施要領や利用規約、再就職規制に関する国家公務員法の規定等を遵守していただく必要があります。それらに違反し、又は違反するおそれがある場合には、センターは、求職者に対し是正措置を求めるほか、利用の停止・取消、当該求職者の任命権者や内閣府再就職等監視委員会への情報提供その他の必要な措置を取ることがあります。
- ※ 利用の取消を受けた者は、当該取消から1年の間は、再度利用申込みを行うことができません。

STEP 2 利用申込書の記入(入力)

「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用(所属等変更)申込書」(Excelファイル)に、必要事項を入力してください。

利用申込書のExcelファイルは各府省等人事担当部署を通じて配付されたもの又はセンターのホームページ(<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin.html>)からダウンロードしたものを使用してください。

入力に当たっては、10ページの入力例を参考にしてください。

STEP 3 所属府省等人事担当部署への提出

STEP2で入力した利用申込書(Excelファイル)を電子媒体で所属府省等の人事担当部署に提出してください。

- ※ **ファイル名は、「利用申込み(氏名カナ・申込み月日).xls」又は「利用申込み(氏名カナ・申込み月日).xlsx」としてください。**

例: 官民千太(カミンセンタ)さんが1月22日に申し込む場合のファイル名

「利用申込み(カミンセンタ0122).xls」又は「利用申込み(カミンセンタ0122).xlsx」

(ホームページ掲載の都合上、様式はxls形式としていますが、求職者による入力後にxlsx形式で提出されても差し支えありません。)

- ※ 離職者の方は、離職時に所属していた府省等の人事担当部署に提出してください。
- ※ 府省等間で出向中の方は、出向元府省等の人事担当部署に提出してください(本事業を利用する旨は、出向元府省等から出向先府省等へ情報共有されます。)
- ※ 行政執行法人以外に現役出向中の方は、現役出向元の府省等に直接提出してください。人事担当部署において必要事項を入力の上、センターに提出されます。

STEP 4 電子メールアドレスの確認

STEP3で提出した申込書がセンターに届き、登録の手続きができましたら、その旨を電子メールでお知らせします。最初に本人確認のメールをお送りしますので、その内容に従い、所属府省等(離職者は離職時の所属、出向中の者は現所属及び出向元)及び氏名を返信してください。

- ※ 電子メールは、利用申込書に記載された私用のメールアドレスあてにお送りします。ドメインが「@cao.go.jp」のメールアドレスからの電子メールを受信できるように予め設定しておくようお願いします。

1 利用申込み(つづき)

STEP 5 受理通知の確認

STEP4の電子メールアドレスの確認後、申込みを受理(利用を承認)した旨、センターから、申込書を提出した所属府省等及び求職者本人に電子メールで通知します。求職者には、次の求職情報の登録をはじめ本事業の利用に必要な求職者IDを併せて通知しますので、求職者情報の登録に進んでください。

※ 求職者情報の登録が完了するまでは、求人情報を閲覧することはできません(第1の「4 利用できる求職者」の(1)のウ又はエにより求人情報の閲覧のみ利用できる求職者も、求職者情報の登録は行ってください)。

！ 御注意願います！

★ 所属府省、所属機関区分、官職クラス、管理職経験の有無、在職・離職の別、離職予定の区分、離職予定時期については、求人者等に公開される事項であるため、変更があった場合は必ず第4の「1 利用申込時に登録した内容に変更があった場合」に従って変更登録を行ってください。

利用申込書入力例

求職者が入力するのは薄緑色の部分です

官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用(所属等変更)申込書

(●新規 ○変更)

(別紙様式1)

変更のときもこのシートを使います。新規登録の場合は「新規」、変更登録のときには「変更」を選択してください。さらに、変更の際は変更箇所のチェックボックスにチェック☑を入れてください。

求職者IDは「変更」のときだけ入力します。

住所・連絡先の変更は、この様式ではなく求職者情報登録シート(「2 求職者情報の登録」参照)により行います。

E-mailは、私用(職場以外)のメールアドレスを記載してください。

「日中連絡の取れる電話番号」は、携帯電話を持っている方は携帯番号を入力してください(職場の電話番号は不可)

「所属府省等名」「所属部署名」「所属機関区分」「官職名」「官職クラス」等については、在職者は現所属、離職者の場合は離職時のものを入力してください。

「所属府省等名」欄で「その他」を選択した方(行政執行人以外に現役出向中の方)は、「所属部署名」は所属法人(団体)名から入力してください。

実施要領及び利用規約をよく確認の上、チェック☑を入れてください。チェックがない場合は本事業を利用できません。

離職者の場合は離職日を、在職者の場合は離職予定の区分及び離職予定時期を必ず入力してください。

他府省等に出向中又は現役出向中の方は、「出向中」欄で「該当」を選択の上、出向元府省名を入力してください。

所属府省・復帰予定省庁以外で勤務したことのある府省等がある場合には記入してください。

変更	1氏名等	申込年月日※	2019	年	3	月	4	日	求職者ID(変更時のみ記入)				
		フリガナ※	カンミン	センタ	性別※	男	生年月日※	1960	年	12	月	31	日
		求職者氏名※	官民	千太	申込時点満年齢	(58)	歳						
	2連絡先等	現住所※	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1 コーポ△△ 302号室										
		E-mail※	kanminsenta@xxx.xx.jp										
		日中連絡の取れる電話番号①※	0909999xxx				電話②	xxxxxxxxxx					
		所属府省等名※	内閣府			出向中※	該当	出向元府省名※1	A省				
		所属部署名※	〇〇局 〇〇課			所属機関区分※	本府省等						
	3所属等	官職名※	〇〇課長			官職クラス※(注)	課長相当		管理職経験の有無※	有			
		在職・離職の別※	在職			(離職者の場合)	離職日※1	年 月 日					
						(在職者の場合)	離職予定の区分※1	②定年・期間満了以外					
						(区分①又は②の場合)	離職予定時期※1	2019 年 12 月 頃					
		所属府省・復帰予定省庁以外で勤務したことのある府省等(自肅対象該当確認のために使用)※1	B庁			2017	年	まで	年				
		私は本事業実施要領1(1)イ①～⑤(注)に定める者に該当しません。※	<input checked="" type="checkbox"/>										
		本事業利用規約に同意します。※	<input checked="" type="checkbox"/>										

- ・ ※が付いている項目は必須入力項目です。※1が付いている項目は場合に依って必須項目です。
- ・ 下線が引かれている項目は求人企業等に公開される項目です。但し、年齢は公開ごとに更新されます。
- ・ 登録情報を変更したい場合、本様式タイトルの下にある「変更」のボタンにチェックをし、変更箇所を上書きして、当該変更箇所左のチェックボックスにチェック☑をしてください。なお、他の既入力情報を消去する必要はありません。

内閣府官民人材交流センター総務課長 殿

下記の者から官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の利用希望(・変更)の申出があり、利用として適切と認められるので、申込みます。

「離職予定の区分」は
 ①定年・再任用期間満了(により離職予定)
 ②定年・期間満了以外(の理由で離職予定)
 ③離職時期未定
 から選択(定年時期が遠いなどでまだ時期の公開を希望しない場合は③を選択)してください。
 ①、②の場合は離職予定時期を入力してください。

「管理職経験の有無」は、国家公務員法第106条の24に基づく再就職の届出が必要な「管理職(行(一)7級Ⅱ種相当以上)であった者」に該当する者は「有」を選択してください。
 「有」の方は再就職後に氏名や再就職先の名称等が公表対象となります。

(注) 官職クラスについては、右の所属機関の区分別対応表を参考に選択してください(府省等によって、官職の名称等は異なるため、あくまでも目安とお考えください。)

本府省での相当クラス	ブロック機関での相当クラス	府県単位数機関での相当クラス	地方出先機関
幹部	機関の長		
課長	部長	機関の長	
室長			
課長補佐	課長	課長	機関の長
	課長補佐	課長補佐	課長
係長	係長	係長	係長
主任・係員	主任・係員	主任・係員	主任・係員

2 求職者情報の登録

STEP 1 求職者情報登録シートの記入(入力)

「官民人材交流センター 求職者情報登録シート」(Excelファイル)に、必要事項を入力してください(12ページの入力例を参考にしてください)。

登録シートのExcelファイルは、各府省等人事担当部署を通じて配付されたもの又はセンターのホームページ(<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin.html>)からダウンロードしたものを使用してください。

STEP 2 求職者情報登録シートのセンターへの提出

STEP1で入力した求職者情報登録シートを、電子メールに添付してセンターあて送付してください。

【(1)電子メールの送信元アドレスとあて先】

電子メールは、利用申込時に登録したメールアドレス(私用のメールアドレス)から、「1 利用申込み」のSTEP4及びSTEP5で電子メールの送受信を行ったあて先に送付してください。

※ 登録したメールアドレス以外から送信された場合は受け付けられません。

【(2)電子メール本文の記載事項】

電子メール本文に、以下の事項を明記してください。

- ① 氏名
- ② 求職者ID
- ③ 所属府省等名(離職者の場合は離職時のもの、出向中の者は現所属及び出向元)

【(3)電子メールの件名】

求職者情報の登録の際の電子メールの件名は、「求職者情報登録(氏名)」としてください。

例: 官民千太さんの場合の件名

「求職者情報登録(官民千太)」

【(4)添付ファイル】

STEP1で入力した登録シートのExcelファイル以外は添付しないでください。

登録シートのファイル名は、「求職者情報登録(氏名)+提出日).xls」又は「求職者情報登録(氏名)+提出日).xlsx」としてください。

例: 官民千太(カンミンセンタ)さんが1月25日に提出する場合のファイル名

「求職者情報登録(カンミンセンタ0125).xls」又は「求職者情報登録(カンミンセンタ0125).xlsx」

(ホームページ掲載の都合上、様式はxls形式としていますが、求職者による入力後にxlsx形式で提出されても差し支えありません。)

！ 御注意願います！

(情報セキュリティについて利用規約に基づきお約束いただく事項です。)

- ★ 本事業の利用のために使用するパソコン等については、アンチウイルスソフトウェアを導入し、その不正プログラム自動検査機能を有効にするとともに、定義ファイルを常に最新の状態に維持する、定期的にパソコンに保存されている全てのファイルのウイルスチェックを行うなどのセキュリティ対策を適切に講じてください。

！ 御注意願います！

- ★ 第1の「4 利用できる求職者」の(1)のウ又はエにより求人情報の閲覧のみ利用できる求職者については、登録された求職者情報は求人者に提供されませんが、人事異動により応募等も含めて利用できる求職者に該当することとなった場合には、当該求職者情報が求人者に提供されることとなります。求職者情報の内容に変更があった場合には、速やかに、第4の「2 求職者情報の内容を変更する場合」により変更登録を行ってください。

求職者情報登録シート入力例

薄赤色のセルは必須入力箇所です。項目は必ず入力してください。

変更登録のときもこのシートを使います。新規登録の場合は「新規」、変更登録のときには「変更」を選択してください。さらに、変更の際は変更箇所のチェックボックスにチェックを入れてください。

「主な経験分野」「主な経験業務」はそれぞれ5つまで選択できます。選択肢の一覧をセンターのホームページに掲載しますので参考にしてください。選択しやすくするために、各省別の「大分類」を設けていますが、求人者に提供されるのは「中分類」のみです。また、選択肢にない内容を自由記述で入力することもできます(その場合は、「大分類」を空欄にした状態で「中分類」に入力してください)。

「保有資格」の選択肢一覧もセンターのホームページに掲載します。「大分類」「中分類」は選択の便宜のために設けたもので、求人者に提供されるのは「小分類」のみです。選択肢にない資格を自由記述で入力したいときは、「大分類」「中分類」を空欄にした状態で「小分類」に入力してください。

希望する「仕事の内容」について30文字まで自由記述で記載の上、該当する「大分類」「中分類」を選択してください。選択肢の一覧はセンターのホームページに掲載します。厚生労働省職業分類(平成23年改正)に準じて設定しています。どの仕事かどの分類に該当するかについては、「ハローワークインターネットサービス」に掲載されている情報
https://www.hellowork.go.jp/info/mhlw_job_dictionary.htmlを参考にしてください。

「収入」については、フルタイム希望の場合は「月収」を、短時間希望の場合は「時給」を入力してください。「月収」については賞与を含めた月収換算で入力してください。

薄赤色は必須入力箇所

官民人材交流センター 求職者情報登録シート
 新規 変更

「所属府省等」(現所属)に変更があるときは、この様式ではなく利用申込書により所属府省等(出向中の者は出向元)経由で行う必要があります。

変更	申込年月日	2019 年 1 月 25 日				
	求職者ID	12345678	所属府省等	内閣府		
1	フリガナ	カンミン		センタ		
氏名	求職者氏名	官民		千太		
2	現住所	〒 XXX - XXXX ○○県○○市○○1-1-1 コーポ△△ 302号室				
連絡先等	E-mail	kanminsenta@xxx.xx.jp				
	日中連絡の取れる電話番号①	0909999xxxx	電話②	xxxxxxxxxxx		
3	学歴	最終学歴	大学	卒業		
		留学・訓練歴	有	大学在学時に英国に1年間留学		
4	主な経験分野	大分類	A省	B庁	C省	
		中分類	○○行政	△△行政	◇◇行政	
	主な経験業務	大分類	A省	A省	A省	
		中分類	人事	総務	企画(企画立案、総合調整)	
	保有資格	保有資格①	保有資格②	保有資格③	保有資格④	保有資格⑤
大分類	事務処理関係	事務処理関係	事務処理関係	事務処理関係	事務処理関係	
中分類	翻訳・語学技能	翻訳・語学技能	幼稚園・学校教諭免許	筆記技能	OA機器操作技能	
小分類	TOEIC730点～	実用英語検定1級	高等学校教諭免許	日本漢字能力検定1級	MOSエクセルスペシャリスト	
5	海外赴任	有	国名	英国	タイ	
使用可能言語	英	<input checked="" type="checkbox"/>	仏	<input type="checkbox"/>	独	<input type="checkbox"/>
		西	<input type="checkbox"/>	中	<input type="checkbox"/>	
		韓	<input type="checkbox"/>	露	<input type="checkbox"/>	
		タイ語				
6	仕事の内容	商品開発や営業に係る企画業務		商品の営業販売	その他(幅広く検討したい)	
大分類		C.事務的職業		D.販売の職業	不問	
中分類		25 一般事務的職業		34 営業の職業	不問	
希望業種		希望業種①		希望業種②	希望業種③	
大分類		I 卸売業・小売業		E 製造業	不問	
就業形態		フルタイム	希望勤務時間	週当たり	時間	
勤務地		東京	埼玉	千葉	マイカー通勤希望	
転居		否	海外希望	無	派遣	
収入		月収	33 万円以上	時給	円以上	
					求人未提出企業等への求職者情報公開	
					可	

※ 求職者情報として公開される情報は、「3 学歴」以下に記載いただいた情報です(「求人未提出企業等への求職者情報の公開」を除く)

※ 登録情報を変更したい場合、本様式タイトルの下にある「変更」のボタンにチェックをし、変更箇所を上書きして、当該変更箇所左のチェックボックスにチェックを入れてください。なお、他の既入力情報を消去する必要はありません。

「自己PR」は、600字まで記載できます。具体的な役職名や所属部署名、所属時期など、個人の特定につながる情報は入力しないようにしてください。

「使用可能言語」は仕事に使える言語をチェックしてください。その他の言語は2つまで記載できます。

「就業形態」は「フルタイム」「短時間」「不問」のいずれかを選択してください。「短時間」を選択した場合は、週当たりの希望勤務時間も入力してください。

当面、求人情報を提出済みの求人者のみに求職者情報を提供しますが、求人・求職者情報サイト(仮称)による情報提供開始(2019年度後半予定)後は、求人情報を未提出の企業等への情報提供も予定しています。その際の求人情報未提出企業への情報公開の可否を選択してください。

2 求職者情報の登録(つづき)

STEP 3 登録完了の確認

【(1)求職者情報の内容に補正が必要な場合の対応】

STEP2でお送りいただいた求職者情報の内容に記入漏れや内容から個人が特定されるおそれがあると考えられる記述、労働関係法令等との関係で問題がある記述がある場合などには、内容の補正について御相談や御提案をすることがありますので、対応をお願いします。

！御注意願います！

求職者情報に以下の情報が含まれる場合には、登録できません。

- ① 虚偽の内容の求職者情報
- ② その内容が法令に違反する求職者情報
※ 例えば、必要な資格・経験等を有しない者が危険な業務(クレーン運転、ボイラーの取扱い、金属の溶接等)への就業を希望している場合等が挙げられます(安全衛生法第61条関係)。
- ③ 希望条件の内容が公序良俗に違反する求職者情報
※ 例えば、希望する仕事の内容が犯罪やそれに類する社会的非難性の高いものである場合等が挙げられます。
- ④ 内容から個人が特定されるおそれがある求職者情報
※ センターの取次ぎを経ずに求人者からの接触を受ける等により求職活動規制違反につながるおそれがあるため、具体的な役職名や所属していた課室名、その時期等、それらの情報から個人が特定される可能性が高いと判断されるものは求職者情報(特に自己PR欄)に記載しないようにしてください。

【(2)登録完了の確認】

センターから、登録が完了した旨を電子メールでお知らせします。

これで、求職者情報の登録は完了です。

登録された求職者情報はこのような様式で求人者に提供されます(「4 求人者等からのスカウトによる応募」参照)。

※ 求職者情報を求人者に提供せずに、求人情報の閲覧からの応募のみの利用をすることはできません。

公開番号 12345678	在・離 在職	(在職の場合)離職予定時期 ②定年・期間満了以外 2019年12月	所属府省 内閣府	所属機関区分 本府省	官職クラス 課長相当	管理職経験 有	年齢 58	最終学歴 大学	卒・中退 卒	専攻分野 英文学						
主な経験分野	〇〇行政		△△行政	◇◇行政												
主な経験業務	人事(給与・福利厚生含む)		総務	企画(企画立案、総合調整)		会計・予算		国際								
海外赴任歴	有	国名 英国	タイ	使用可能言語		英	仏	独	西	中	韓	露	その他1	タイ語		
運転免許	AT限定	留学・訓練歴	有	大学在学時に英国に1年間留学												
保有資格	TOEIC730点～		実用英語検定1級	高等学校教諭免許		日本漢字能力検定1級		MOSエクセルスペシャリスト								
希望する業種	大分類:	I 卸売業、小売業		大分類:	E 製造業		大分類:	不問								
希望する仕事の 内容	商品開発や営業に係る企画業務			商品の販売営業			その他(幅広く検討したい)									
	大分類:	C 事務的職業		大分類:	D 販売の職業		大分類:	不問								
	中分類:	25 一般事務的職業		中分類:	34 営業の職業		中分類:	不問								
希望勤務地	東京	埼玉	千葉	転居	否	マイカー通勤希望	無	海外勤務希望	無							
希望収入	月収	33	万円以上	時給	円以上	希望就業形態	フルタイム	希望勤務時間	週当たり	時間	正社員希望	有	派遣	否	請負	否

自 ○〇行政を中心に経験してきました。ブロック機関で人事や総務を担当したほか、本省で法律改正など政策の企画立案にも携わってきました。さまざまな情報を収集・分析することにより状況を把握し、そこから必要な対応について立案するとともに、分かりやすく説得力のある資料を作成して関係者に説明するなど、企画・調整能力には自信があります。さまざまな人と議論しながら意見を集約し政策を作り上げていくことにやりがいをもって取り組んでいます。また、管理職として部下の育成・指導にも力を入れてきました。

R こうした経験を活かして、小売業や製造業での企画業務に携わることができればと考えておりますが、そのほかの分野、職種も含めて、新しい仕事にチャレンジすることも考えていきたいと考えております。

3 求人情報の閲覧からの応募

STEP 1 求人情報の閲覧

センターから、求人情報の掲載箇所のURLとパスワードを定期的にメールマガジンでお知らせします。指定された掲載箇所にアクセスし、求人情報を閲覧してください。

※ 求人情報の更新(メールマガジンの発行)は、当面、毎月1日と15日(営業日でない場合は翌営業日)の月2回とさせていただきます(求人情報の登録状況等を踏まえて、変更する場合があります。変更する場合はセンターのホームページや電子メール等でお知らせします。)

※ サイト上のPDF形式での提供となります。2019年度後半以降、求人・求職者情報サイト(仮称)上での検索を可能とする予定です。

※ URLやパスワードは、他人に漏らさないようにしてください(求人情報を自らの求職活動以外に利用することは利用規約で禁じられています。)

求人情報は、このような様式です。

「就業場所」の名称及び所在地は、すぐ上の欄の事業所と就業場所が異なる場合に表示されます。

職業紹介事業者等(職業安定法に基づき職業紹介事業を行う職業紹介事業者や地方公共団体)が求人者から依頼を受けて本事業の利用に係る事務を代行する求人情報の場合、「紹介事業者等取扱」が「有」となり、右欄に事業者の名称及び許可・届出番号が表示されます。求人への応募の際は、当該事業者に連絡し、職業紹介を受ける必要があります。

受理日	2019年1月22日	有効期限	2019年4月30日	紹介事業者等取扱	無	法人番号又は求人者番号	1234567890123	事業所枝番	0001	求人番号	1234567890										
フリガナ	カンミンショウジ	フリガナ	カンミンショウジ	フリガナ	カンミンショウジ	ホームページ	https://xxxxxxxxxxxx														
事業主名	株式会社官民商事	所在地	〒100-0014	東京都千代田区永田町△△△	所在地	〒100-0004	東京都千代田区大手町○-○-○														
事業所名	株式会社官民商事東日本本社	所在地	〒100-0014	東京都千代田区永田町△△△	所在地	〒100-0004	東京都千代田区大手町○-○-○														
就業場所	最寄 駅 大手町 から徒歩 3 分	転勤の可能性	無 (範囲) -																		
事業内容	〇〇用品の販売	社の特長	〇〇用品の卸売のほか、小売店舗を全国に展開しています。昭和〇年の創業以来、お客様のニーズにあった商品の提供に取り組んでおります。働き方改革にも積極的に取り組んでおり、中高年の従業員も多数活躍している職場です。				従業員	企業全体	3000人	就業場所	100人										
(産業分類)	I 卸売業、小売業	資本金	5千万円																		
職種名	営業企画課企画・調査担当職員	仕事の内容	営業企画課にて、商品販売、店舗の運営に関する企画・調査、関東地方全域の店舗の運営についての指導を担当していただきます。エクセルを使ったデータ分析、パワーポイントを使った資料作成等も行っていただきます。							募集人数	1人										
(職業分類)	C 事務的職業 25 一般事務的職業																				
必要な経歴	必須「エクセルを使ったデータ分析、パワーポイントを使った資料作成」あれば尚可「企画・調査に関する経験」																				
必要な資格等	事務処理関係	OA機器操作技能	MOSエクセルエキスパート	必須	学歴	不問	履修科目	不問													
業務に使用する言語	英	必須	仏	-	独	-	西	-	中	尚可	韓	-	露	-	タイ語(尚可)	運転	AT可				
就業形態	フルタイム	雇用形態	その他	嘱託	期間の定め	有	-	年	-	月	-	まで	又は	12ヶ月間	更新	有	条件	有			
年齢	不問	-	歳以上	-	歳以下	例外事由	-	定年	無	-	歳	再雇用	-	歳	勤務延長	-	歳	試用期間	無		
賃金(税込)	月額/時間額 (a+b)	210,000円 ~ 260,000円		休日	月:火:水:木:金:土:日:祝他	年末年始(12/29~1/3)		加入保険等	雇用	〇	労災	〇	公災	〇	健康	〇	厚生	〇	財形	〇	
	a 基本給	200,000円 ~ 250,000円		6か月経過後の年次有給休暇日数	10日	年間休日数	124日	退職金	無	制度	継続	一年以上									
	b 定額的に支払われる手当	職務手当	10,000円 ~ 10,000円	①	9:00 ~ 18:00	フレックス(②フレキシブル、③コア)															
	②	7:00 ~ 19:00	(変形の場合) - 単位																		
	③	10:00 ~ 15:00	時間外 有 月平均 10 時間																		
通勤手当	実費上限あり	月額	30,000円	マイカー通勤	不可	業又は	-	-	-	間の時間											
その他手当等付記事項	賞与(前年度実績)は年2回、2か月分です。		月給	休憩時間	60分	特記事項	月末前後は残業になることが多いです。														
他法人の地位の兼務	無	法人番号	-	その他特記事項	夏季休暇は有給休暇とは別に5日間取得できます。店舗への移動の際社用車(AT)を運転していただくことがあります。																

必要な経歴、資格、業務に使用する言語について、「必須」「あれば尚可」の別とともに表示されます。

時給制の場合は時間額、その他(月給、日給、年俸、週給など)の場合は月額換算額で表示されます。ここに表示されるのは定額的に支払われる賃金及び手当です。賞与やその他の手当については「その他手当等付記事項」欄に表示されます。

採用された場合に他の法人(関連会社など)の地位を兼務することが予定される場合には、その旨記載されます。

年齢制限については、雇用対策法により原則として禁止されていますが、雇用対策法施行規則で定められた例外事由に該当する場合には年齢制限及び例外事由について

- ・ 「1 定年年齢を上限とする募集」(期間の定め無の場合のみ)
 - ・ 「3ロ 技能・知識の伝承」(45~49歳の年齢層の募集の場合のみ)
 - ・ 「3ハ 芸術・芸能の分野」
 - ・ 「3ニ 高齢者等の雇用促進」(60歳以上の高齢者又は特定の年齢層の雇用を促進する国の施策の対象年齢層を募集する場合のみ)
- のいずれかが表示されます。

就業時間帯が一律でない場合には、「特定の曜日のみ②③」「交替制」「フレックス(②フレキシブル、③コア)」「裁量」「変形」から該当するものが表示されます。

交替制の場合は①~③にそれぞれの就業時間帯が表示され、フレックスの場合は①に標準となる時間帯、②にフレキシブルタイム、③にコアタイムの就業時間帯が表示されます。裁量労働制の場合は、①~③に具体的な就業時間帯が表示されていないことがあります。変形労働時間制の場合は、変形期間の単位について「1か月」「1年」「1週間」「非定型的」のいずれかが表示されます。

3 求人情報の閲覧からの応募(つづき)

STEP 2 応募希望の申出

閲覧した求人情報の中に応募したい求人があった場合は、電子メールによりセンターへその旨申し出て下さい。

【(1) 電子メールの送信元アドレスとあて先】

電子メールは、利用申込時に登録したメールアドレスから、「2 求職者情報の登録」のSTEP2で求職者情報登録シートを提出したときと同じセンターのあて先へ送信して下さい。

【(2) 電子メールの記載事項】

電子メール本文に、以下の事項を明記して下さい。

- ① 氏名
- ② 求職者ID
- ③ 所属府省等名(離職者の場合は離職時のもの、出向中の者は現所属及び出向元)
- ④ 応募したい求人情報の求人番号
- ⑤ 応募したい求人情報に係る事業所名
- ⑥ 求職活動規制の例外承認を受けた場合にはその旨

※ 記載事項はすべて電子メール本文に記載して下さい。ファイルは添付しないでください。

【(3) 電子メールの件名】

応募希望の申出の際の電子メールの件名は、「応募希望(氏名)」として下さい。

例:官民千太さんの場合の件名 「応募希望(官民千太)」

！ 御注意願います！

(国家公務員の再就職に係る公正性・透明性等の確保のために、利用規約でお約束いただく事項です。遵守をお願いいたします。)

- ★ 応募希望の申出の前に、求人者が利害関係企業等又は自粛対象に該当するか否かを可能な範囲で確認し、該当すると判断される場合には応募希望を申し出ないようにして下さい。
※ 「5 利害関係等のチェック」で人事担当部署による確認が行われますので、ここでの確認は求職者本人でできる範囲でけっこうです。人事担当部署へ問い合わせる必要はありません。
- ★ ただし、求職活動規制の例外承認を受けた場合は利害関係企業等へ応募することができます(例外承認の申請中は応募できません。)。その場合は、例外承認を受けた旨を、上記の電子メールに記載することによりセンターに申し出るとともに、「利害関係企業等に対する求職承認申請書」(再就職等監視委員会による承認番号や処理年月日等が記載されたもの)の写しをFAX又は郵送によりセンターへ提出して下さい(FAX番号及び住所はこの手引きの裏表紙に記載されています。)。
※ 利害関係企業等の定義を含む再就職に関する規制については内閣官房内閣人事局のホームページ(http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_j.html)に掲載されている資料を参照して下さい。
※ 求職活動規制の例外承認については、内閣府再就職等監視委員会のホームページ(<https://www5.cao.go.jp/kanshi/reigai.html>)を参照して下さい。

3 求人情報の閲覧からの応募(つづき)

STEP 3 求人者の応募受付意向の確認

応募希望先の求人者が応募を受け付けるかどうか、センターから求人者又は求人者からの依頼を受けて本事業の利用に係る事務を代行する職業紹介事業者等(以下「求人者等」といいます。)に確認し、結果を求職者に御連絡します(既に他の求職者の採用が決定したなどで募集が終了している場合もありますので、その場合は御了承ください。)

求人者等が応募受付の意向を示した場合、

⇒求職者が利害関係等のチェックを必要としない者の場合には、求人者等の応募受付担当者の連絡先をお知らせしますので、「6 選考」へ進みます(同時に、求人者等には求職者の氏名を通知します。)

⇒求職者が利害関係等のチェックを必要とする者の場合には「5 利害関係等のチェック」へ進みます。

！ 御注意願います！

★ 同時に並行して応募できる求人の件数は、3件まで(求人者等からのスカウトによる応募を除く)とさせていただきます(既に3件応募中の場合は、そのうちのいずれか1件について不採用となった、あるいは辞退した旨の連絡をいただいてから、追加の応募希望1件の申出を受け付けます。)

4 求人者等からのスカウトによる応募

STEP 1 求人者等からのスカウトについての連絡

【(1)センターから求人者等への求職者情報の提供】

求人情報をセンターに登録済の求人者等は、求人情報の条件にあった求職者がいるかどうか、条件を指定してセンターに問い合わせることができます。

この問い合わせを受け、指定された条件に合致する求職者のリストをセンターが作成し、求人者等に提供します。

【(2)スカウトの申出があった旨の連絡】

(1)の求職者情報を見た求人者等からスカウト希望の申出があった場合には、センターから求職者にその旨電子メールでお知らせします。

STEP 2 応募の意向を回答する

STEP1の(2)の電子メールを確認し、対象の求人への応募を希望するか否かを返信してください。回答は、センターからの連絡があった日の翌営業日から数えて2営業日以内にお願います。応募を希望しない(スカウトを拒否する)場合は、可能であれば求人者等に伝えても差し支えない範囲で理由を記載してください。

電子メールの件名は変更せずに回答してください(「RE:」等がつくことは差し支えありません)。内容はすべて電子メール本文に記載し、ファイルは添付しないでください。

※ STEP1の連絡は、平成31年3月末まではセンター事務受託業者が行っていましたが、その場合でも、回答が4月1日以降になる場合には、センター(メールアドレスは「2 求職者情報の登録」のSTEP2で求職者情報登録シートを提出したときと同じです。)へ回答してください。

応募を希望する場合、

⇒求職者が利害関係等のチェックを必要としない者の場合には、求人者等の応募受付担当者の連絡先をお知らせしますので、「6 選考」へ進みます(同時に、求人者等には求職者の氏名を通知します。)

⇒求職者が利害関係等のチェックを必要とする者の場合には「5 利害関係等のチェック」へ進みます。

！御注意願います！

(国家公務員の再就職に係る公正性・透明性等の確保のために、利用規約でお約束いただく事項です。遵守をお願いいたします。)

★ 求人情報の閲覧からの応募の場合と同様、スカウトを受けての応募の検討の際にも、求人者が利害関係企業等又は自粛対象に該当するか否かを可能な範囲で確認し、該当すると判断される場合にはスカウトを拒否するようにしてください。

★ ただし、求職活動規制の例外承認を受けた場合は利害関係企業等へ応募することができます。その場合は、例外承認を受けた旨を、上記の電子メールに記載することによりセンターに申し出るとともに、「利害関係企業等に対する求職承認申請書」(再就職等監視委員会による承認番号や処理年月日等が記載されたもの)の写しをFAX又は郵送によりセンターへ提出してください(FAX番号及び住所はこの手引きの裏表紙に記載されています。)

(スカウトの連絡を受けた日の翌営業日から2営業日以内の回答までに例外承認を受けることは困難ですが、求人情報を見て応募を検討し例外承認を受けた求人者の求人について偶然スカウトがあった場合などが該当します。)

※ 利害関係企業等の定義を含む再就職に関する規制については内閣官房内閣人事局のホームページ(http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_j.html)に掲載されている資料を参照してください。

※ 求職活動規制の例外承認については、内閣府再就職等監視委員会のホームページ(<https://www5.cao.go.jp/kanshi/reigai.html>)を参照してください。

5 利害関係等のチェック

(3のSTEP3又は4のSTEP2から(利害関係等のチェックを必要とする者の場合))

STEP 1 所属府省等による利害関係等のチェック

求人への応募を希望する求職者が以下のいずれかに該当する場合は、応募前に利害関係等(応募希望の対象の求人者が利害関係企業等又は自粛対象に該当するか否か)のチェックを行う必要があります。

- ① 在職中の求職者(応募希望先の求人者への応募について求職活動規制の例外承認を受けた者を除く)
- ② 再就職に係る自粛措置を実施している府省等に勤務していた求職者

求人への応募を希望している求職者が利害関係等のチェックを必要とする者である場合には、センターから所属府省等(在職中の者については現所属、自粛措置を実施している府省等に勤務したことのある求職者については当該自粛措置を実施している府省等。いずれにも該当する場合は複数の府省等に依頼することがあります。)に対し、利害関係等のチェックを依頼し、依頼を受けた府省等において利害関係等のチェックを行います。

！ 御注意願います！

(国家公務員の再就職に係る公正性・透明性等の確保のために、利用規約でお約束いただく事項です。遵守をお願いいたします。)

- ★ 各府省等における利害関係等のチェックに当たっては、求職者の応募希望の状況について必要に応じ関係部局間で共有しますので御承知おきください。
- ★ 利害関係等のチェックに当たり、求職者の職務等について、所属部局や求職者への調査が行われる場合があります。その場合には、適切に対応してください。
- ★ 求人者等へは、最低限、利害関係等のチェックの標準処理期間(センターから各府省等への依頼の翌営業日からセンターへの回答まで7営業日以内、センターと求人者等との間の連絡に要する期間を含め9営業日以内)中は待っていただいた上で、求職者からの応募を受け付けるよう依頼しています。各府省等内での利害関係等のチェックが標準処理期間内に完了しない場合、各府省等からの依頼に基づき、期間の延長をセンターから求人者等に依頼しますが、求人者等の都合で延長が認められない場合もあります。その結果、応募できなくなることがありますが、御了承ください。

STEP 2 利害関係等のチェック結果の連絡を受ける

利害関係等のチェックの結果について府省等からセンターに報告があり次第、結果をセンターから電子メールでお知らせします。

チェックの結果、利害関係等がないと確認された場合には、求人者等の応募受付担当者の連絡先をお知らせしますので、「6 選考」へ進みます(同時に、求人者等には求職者の氏名を通知します。)

- ※ 利害関係が「有」の結果であった場合、原則としてその求人者への応募をすることはできません。なお応募を希望するときには、別途、再就職等監視委員会による求職活動規制の例外承認を受ける必要があります。例外承認を受けた場合は、改めて「3 求人情報の閲覧からの応募」の手続きを行ってください。同委員会による例外承認には一定程度の期間を要しますので、その間に求人が無効となる場合がありますが、御了承ください。

STEP 1 求人者へ応募の連絡をし、選考を受ける

「3 求人情報の閲覧からの応募」のSTEP3、「4 求人者等からのスカウトによる応募」のSTEP2又は「5 利害関係等のチェック」のSTEP2でセンターから通知された求人者等の応募受付担当者の連絡先に直接連絡を取り、応募書類や試験・面接日時などについて、必要な問い合わせ・調整を行い、試験や面接などの選考を受けてください。

※ 職業紹介事業者等が求人者の依頼に基づき求職者からの応募連絡の受付を代行する求人情報の場合は、当該職業紹介事業者等に求職申込みを行い、職業紹介を受ける必要があります。求職申込みの方法等については、当該職業紹介事業者等の教示に従ってください。

！ 御注意願います！

(国家公務員の再就職に係る公正性・透明性等の確保のために、利用規約でお約束いただく事項です。遵守をお願いいたします。)

★ 「3 求人情報の閲覧からの応募」又は「4 求人者等からのスカウトによる応募」の**センター**による取次ぎを経ずに求人者等との接触はしないでください。

STEP 2 採否結果の連絡

採否結果について求人者等から連絡を受けたら、その内容について電子メールでセンターに御連絡ください。

【(1)電子メールのあて先】

「2 求職者情報の登録」のSTEP2で求職者情報登録シートを提出したときと同じセンターのあて先に連絡してください。

※ 「3 求人情報の閲覧からの応募」又は「4 求人者等からのスカウトによる応募」の応募希望やスカウトに関する連絡を、平成31年3月までにセンター事務受託業者と行っていた場合は、連絡先がセンターに変わりますので御注意ください。

【(2)電子メールへの記載事項】

採否結果の連絡の際の電子メールには、以下の事項を明記してください。

ア 氏名

イ 求職者ID

ウ 所属府省等名(離職者の場合は離職時のもの、出向中の者は現所属及び出向元)

エ 応募した求人情報の求人番号

オ 応募した求人情報に係る事業所名

カ 選考結果:以下からお選びください。

① 採用が決定した(求人者・求職者とも合意済):就職(予定)日(調整中等の場合にはその旨)及び地位(役職名)も明記ください。

② 採用の連絡を受けたが態度保留中

③ 採用の連絡を受けたが辞退した

i 業務内容が合わない

ii 賃金が合わない

iii 勤務時間が合わない

iv その他(具体的な内容をお書きください。)

④ 不採用の連絡を受けた

⑤ 選考前又は選考中に辞退した

※ 記載事項はすべてメール本文に記載してください。ファイルは添付しないでください。

※ カで①を選んだ場合で、就職(予定)日が調整中等の場合、決定した時点で再度御連絡をお願いします。

※ カで②を選んだ場合は、意向が固まった時点で再度御連絡をお願いします。

6 選考(つづき)

【(3)採否結果連絡の電子メールの件名】

電子メールの件名は、「採否結果 (氏名)」としてください。

例: 官民千太さんの場合の件名 「採否結果(官民千太)」

！ 御注意願います！

(国家公務員の再就職に係る公正性・透明性等の確保のために、利用規約でお約束いただく事項です。遵守をお願いいたします。)

- ★ 所属府省等及び所属していた府省等への採否結果の報告については、各府省等の取決めにより必要とされている場合には自身で適切に行ってください(センターからは連絡しません。)
- ★ 国家公務員法第106条の23若しくは第106条の24又は自衛隊法第65条の11の規定による再就職情報の届出が必要な場合は、適切に行ってください。
- ※ 再就職情報の届出制度については、内閣官房内閣人事局及び防衛省のホームページに資料が掲載されていますので参考にしてください。
内閣官房内閣人事局 (https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_j.html)
防衛省 (<http://www.mod.go.jp/j/proceed/saishushoku/index.html>)

STEP 3 再就職

STEP2で連絡された採否結果が「① 採用が決定した」であった場合には、本事業の利用は停止となります。

※ 在職者の場合は、離職日及び就職日について所属府省等(出向中の場合は現所属及び出向元)及び求人者等と十分に調整するようにしてください。

第4 その他の手続き・留意事項

1 利用申込時に登録した内容に変更があった場合

第3の「1 利用申込み」で登録した内容(住所・連絡先を除く)に変更があった場合には、利用申込時に入力した利用(所属等変更)申込書に変更内容を入力し、所属府省等(出向中の者は出向元)の人事担当部署に提出してください。

その際、「変更」を選択し、右上に求職者IDを入力するとともに、変更する項目にチェック☑を入れてください。

変更する箇所以外の情報を削除する必要はありません。

変更の登録が完了しましたら、その旨センターから御連絡します。

※ 所属府省、所属機関区分、官職クラス、管理職経験の有無、在職・離職の別、離職予定の区分、離職予定時期については、求人者等に公開される事項であるため、変更があった場合は必ず変更登録を行ってください。

2 求職者情報の内容を変更する場合

登録した求職者情報の内容を変更する場合は、第3の「2 求職者情報の登録」で入力した求職者情報登録シートに変更内容を入力してください。

その際、「変更」を選択するとともに、変更する項目にチェック☑を入れてください。

変更する箇所以外の情報を削除する必要はありません。

その上で、第3の「2 求職者情報の登録」のSTEP2及びSTEP3を再度行ってください。

※ 電子メールの送信は、利用申込みの際に登録したメールアドレスから行ってください。連絡先メールアドレスを変更する場合で、登録済のメールアドレスが既に使用できなくなっている場合には、求職者情報登録シートを印刷したものをFAX又は郵送でセンターへ送付してください(FAX番号及び住所はこの手引きの裏表紙に記載されています)。

3 就職した場合の連絡

本事業の利用によらずに就職したことにより、第1の「4 利用できる求職者」の(2)オ(離職した日以降に再就職したことがある離職者)に該当することとなった場合には、速やかに、電子メールによりセンターへ連絡してください。

【(1)電子メールのあて先】

第3の「2 求職者情報の登録」で求職者情報登録シートを提出したセンターのあて先へ連絡してください。

【(2)電子メール本文の記載事項】

電子メール本文に、以下の事項を明記してください。ファイルは添付しないでください。

- ① 氏名
- ② 求職者ID
- ③ 離職時に所属していた所属府省等名
- ④ 本事業の利用によらずに就職した旨、就職日

【(3)電子メールの件名】

電子メールの件名は、「就職連絡(氏名)」としてください。

例:官民千太さんの場合の件名「就職連絡(官民千太)」

4 利用を終了する場合

就職したこと以外の理由で本事業の利用を終了する場合は、速やかに、電子メールによりセンターへ連絡してください。

【(1)電子メールのあて先】

第3の「2 求職者情報の登録」で求職者情報登録シートを提出したセンターのあて先へ連絡してください。

【(2)電子メール本文の記載事項】

電子メール本文に、以下の事項を明記してください。ファイルは添付しないでください。

- ① 氏名
- ② 求職者ID
- ③ 所属府省等名(離職者の場合は離職時、出向中の者の場合は出向元)
- ④ 本事業の利用を終了する旨
- ⑤ 本事業の利用を終了する理由(任意)

【(3)電子メールの件名】

電子メールの件名は、「利用終了連絡(氏名)」としてください。

例:官民千太さんの場合の件名「利用終了連絡(官民千太)」

※ 在職者の方は、所属府省等(出向中の場合は出向元を含む)にも必要な報告を行ってください。

5 離職を余儀なくされたことにより利用を再開する場合

本事業を利用して再就職したものの、就職前に取消になった場合や、再就職先の倒産、事業の縮小若しくは廃止、又は解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。)その他の理由により予期し得ず離職を余儀なくされた場合には、第1の「4 利用できる求職者」の(1)イの※の利用期間内に限り、センターに申し出ること、再度利用することができます。

利用の再開を希望する場合には、電子メールによりセンターにその旨申し出てください。

センターで内容を確認の上、利用の再開の可否等について御連絡します(必要に応じ確認書類等の提出を依頼することがありますので、対応をお願いします。)

【(1)電子メールのあて先】

第3の「2 求職者情報の登録」で求職者情報登録シートを提出したセンターのあて先へ連絡してください。

【(2)電子メール本文の記載事項】

電子メール本文に、以下の事項を明記してください。ファイルは添付しないでください。

- ア 氏名
- イ 求職者ID
- ウ 離職時に所属していた府省等名
- エ 再就職先の名称
- オ 就職前の取消又は就職後の離職の別
- カ 就職の取消の理由又は離職を余儀なくされた理由(①倒産、②事業の縮小、③事業の廃止、④解雇(その理由を明記)、⑤その他(具体的な内容を明記)から選択)

【(3)電子メールの件名】

電子メールの件名は、「利用再開希望(氏名)」としてください。

例:官民千太さんの場合の件名「利用再開希望(官民千太)」

6 再就職の情報の公表について

本事業を利用して再就職した場合、求職者の離職前の官職に応じて、以下の情報について内閣総理大臣に対する報告及び公表が行われますので御承知おきください。

- ア 求職者が離職前に管理職職員又は管理職隊員であったことがある場合
氏名、離職時の年齢、離職時の官職、離職日、再就職日、再就職先の名称、再就職先における地位
- イ 求職者が離職前に管理職職員又は管理職隊員であったことがない場合
離職時の所属部局、再就職先の名称

7 利用規約違反等の場合の措置について

求職者が利用規約、本事業の実施要領等若しくは再就職規制に関する国家公務員法の規定等に違反し、又は違反するおそれがある場合その他本事業の適切な運営を確保するために必要な場合には、センターから求職者に是正措置を求めるほか、利用の停止、取消、当該求職者の任命権者や内閣府再就職等監視委員会への情報提供その他の必要な措置を取ることがあります。

※ 利用の取消から1年の間は、本事業の利用の申込みを行うことができません。

第5 利用規約

官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用規約(再就職希望者用)

1 適用

本利用規約は、内閣府官民人材交流センター(以下「センター」という。)が実施する求人・求職者情報提供事業(以下「本事業」という。)の再就職希望者による利用条件を定めるものであり、再就職希望者による本事業の利用に関わる一切の事項に適用されるものとする。

2 利用規約等の遵守

- ① 本事業を利用する再就職希望者(以下「利用求職者」という。)は、利用に当たり、本利用規約に同意し、本利用規約、官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業実施要領その他の本事業に関しセンターが定める事項(以下「要領等」という。)及び再就職規制に関する法令の規定等を遵守しなければならない。
- ② 在職中の利用求職者は、求人情報の閲覧、応募希望の申出等に係るセンターとの連絡等、本事業の利用については、勤務時間外に行うこととする。ただし、利害関係企業等(国家公務員法第106条の3第1項又は自衛隊法第65条の3第1項に規定する利害関係企業等をいう。6①において同じ。)又は各府省等がその所属する職員若しくは一般定年等隊員(職員又は一般定年等隊員であった者を含む)の再就職に係る自粛措置を実施している場合の対象企業(6①において「自粛対象」という。)への該当の有無の確認(6において「利害関係等確認」という。)のために所属する府省等の人事担当部署等が行う調査への対応についてはこの限りでない。
- ③ 利用求職者は、求職活動の状況、就労状況その他本事業の利用に関わる事項についてセンターから報告の求めがあった場合には、必要な報告を適切に行わなければならない。
- ④ センターは、利用求職者が本利用規約、要領等若しくは再就職規制に関する法令の規定等に違反し、又は違反するおそれがあるものと認めた場合その他本事業の適切な運営を確保するために必要と認める場合は、利用求職者に対し、是正措置を求めるほか、利用の停止・取消、当該利用求職者の任命権者や内閣府再就職等監視委員会への情報提供その他の必要な措置を取ることができるものとする。
- ⑤ ④に掲げる場合において、センターからは正措置を求められた利用求職者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。
- ⑥ ④に掲げる場合において、利用の取消を受けた利用求職者は、当該取消から1年の間は、本事業の利用の申込みを行うことができないものとする。

3 利用に係る手続

(1) 求職者情報の登録等

- ① 利用求職者は、利用の申込み及び本事業を利用する求人者(以下「利用求人者」という。)に提供する求職希望等に関する情報(以下「求職者情報」という。)の登録申込みに当たっては、要領等に従い適切に行い、以下に掲げる情報の登録は行わないこと。
 - i 虚偽の内容
 - ii その内容が法令に違反する求職者情報
 - iii 希望条件の内容が公序良俗に反する求職者情報
 - iv 内容から個人が特定されるおそれのある求職者情報
- ② センターは、登録された情報に①の i から iv までに掲げる情報その他の不適切な内容が含まれると判断した場合には、利用の承認若しくは求職者情報の受理を行わないこと又は承認若しくは受理を取り消すことができるものとする。
- ③ 利用求職者は、登録した求職者情報については利用求人者に提供されることに同意すること。

(2) 登録情報の変更等の連絡

利用求職者は、以下に掲げる場合は、センターの定める方法により速やかにセンターに連絡すること。

- i 登録した内容に変更があった場合
- ii 応募した求人への採否が決定した場合
- iii 本事業の利用によらずに就職した場合
- iv 本事業の利用を終了する場合
- v その他センターが定める場合

(3) 応募に係る連絡等

利用求職者は、求人への応募希望や利用求人者からの応募勧奨(以下「スカウト」という。)に係る連絡の取次ぎに係る連絡その他の本事業の利用に係る方法について、センターの指定する方法に従うこと。

(4) センターの事務の一部を民間事業者へ委託する場合

- ① センターが利用求職者との連絡に係る事務の一部を民間事業者へ委託する場合、利用求職者は、登録した求職者情報等が当該委託先事業者に共有されることに同意するものとする。
- ② ①に掲げる場合において、利用求職者は、本事業の利用に係る連絡等のうち、当該委託した事務に係るものについては、センターが定める方法により、センターが指定する委託先事業者に対して行うとともに、利用方法について当該委託先事業者の指示に従うこと。
- ③ ①に掲げる場合において、本利用規約における当該委託した事務の実施に係る規定は、当該委託事業者をセンターとみなして適用するものとする。

4 提供された情報の目的外利用の禁止

利用求職者は、センターから提供された求人情報について、自らの求職活動以外の目的に利用しないこと。

5 応募件数の上限

利用求職者が同時に応募(応募希望の申出から採否結果の報告までの期間が重複する場合の応募をいう。)できる求人数の上限については、別途センターが定めるところによる。

6 公正性・透明性等の確保のための措置

① 利用求職者は、公正性・透明性等の確保のため、以下に掲げる事項を遵守すること。

- i センターから情報提供された求人への応募(利用求人者からのスカウトを受けた場合を含む。)を検討する際には、当該求人に係る利用求人者が利害関係企業等又は自肅対象に該当するか否かを可能な範囲で確認し、該当すると判断される場合には、センターに応募希望に関する申出を行わないこと(利用求人者からのスカウトについては、応募辞退をセンターに連絡すること。)。ただし、職員にあっては国家公務員法第106条の3第2項第4号に規定する承認、一般定年等隊員にあっては自衛隊法第65条の3第2項第5号に規定する承認を得た場合はこの限りでない。
- ii 利用求人者への応募希望の申出(スカウトに応じる旨の申出を含む。)は、センターによる取次ぎを経ずに行わないこと。また、利用求人者への接触は、センターから利用求人者の応募受付担当者の連絡先の連絡を受けた後に行うこと。

② 利害関係等確認のため、各府省等は、利用求職者の応募希望の状況について必要に応じ関係部局間で共有するとともに、当該利用求職者の職務等について、所属部局及び当該利用求職者への調査を行うことがあり、利用求職者は当該調査に適切に対応すること。

③ 利用求人者は、利害関係等確認について、センターが定める標準処理期間が経過するまではその完了を待った上で利用求職者の応募を受け付けることとするが、当該標準処理期間の経過までに利害関係等確認が完了しなかった場合には、利用求人者から応募を断られる可能性がある。

④ 利用求職者は、本事業を利用して応募した求人への採否が決定した場合、3(2) ii に基づきセンターに連絡すること。所属府省等及び所属していた府省等への報告については、報告を求める対象者の範囲を含む当該各府省等の取決めにに基づき適切に行うこと。また、国家公務員法第106条の23若しくは第106条の24又は自衛隊法第65条の11の規定による届出が必要な場合は、適切に届出を行うこと。

7 再就職の情報の公表

利用求職者は、本事業を利用して再就職した場合、当該再就職に係る情報について、要領等に基づき内閣総理大臣に対する報告及び公表が行われることに同意すること。

8 セキュリティ対策

① 利用求職者は、センターとの連絡を電子メールで実施するに当たり、予めセンターに登録した電子メールアドレスを使用し、記載事項についてセンターの指示に従うとともに、センターが指定したものの以外の電子ファイルを添付しないこと。

② 利用求職者は、センターとの連絡に使用する情報処理機器及び当該情報処理機器で取り扱う電子ファイル等について、安全確保の観点から以下の措置を講じること。

- i アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知されている実行ファイルやデータファイルを実行又はアプリケーションで読み込ませないようにすること。
- ii アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態で維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
- iii 定期的に全ての電子ファイルに対して不正プログラムの有無を確認すること。

9 免責事項等

① 本事業の利用又は利用の停止・取消に関して生じた損害について、センターの故意又は重過失による場合を除きセンターは一切責任を負わず、利用求職者に対し損害賠償する義務はないものとする。

② 利用求職者が、本事業を利用したことにより、利用求人者、その他の第三者又はセンターに対して損害を与えた場合、利用求職者は自らの責任と費用により解決するものとする。

10 不利益行為の禁止

本事業の利用に当たっては、第三者又はセンターに対し、不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれがある行為を禁止する。

11 利用規約の変更

① センターは、本事業の利用の状況その他の事情を勘案し、本利用規約を変更することができる。この場合、変更後の本利用規約は全ての利用求職者に適用されるものとする。

② センターが本利用規約を変更する場合は、内閣府ホームページのセンターのページに掲載することとする。

12 その他

本事業に関し、本利用規約に定めがない事項は、センターが定めるところによる。

利用の際に必要な各種様式や情報については内閣府官民人材交流センターホームページ
(<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin.html>)に掲載していますので御覧ください。

内閣府官民人材交流センター

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3大手町合同庁舎第3号館9階

TEL:03-6268-7669 FAX:03-6268-7679